## 公告

2024年6月11日に開催したコープぎふ第26回通常総代会において、次の基準で利用分量割戻金及び出資配当金に応ずる決議をいたしましたのでお知らせします。

記

- 1. 利用分量割戻金及び出資配当金に応ずる対象者 2024年3月20日現在の在籍者であり、尚且つ総代会当日(6月11日)に在籍されているコープぎ ふの組合員。(利用分量割戻金及び出資配当金は以下「割戻金」及び「配当金」)
- 2. 割戻しの対象となる利用高
  - 2023年3月21日から2024年3月20日までの利用高に対して0.5%を割戻します。
  - ①共済事業、介護保険サービス、引越・貸衣装等のサービス事業、住まいの事業、葬祭事業等の ご利用分は除きます。
  - ②定款により1円未満の端数は切り捨ててあります。
- 3. 配当の対象となる出資額
  - 2023年3月20日現在の出資金に対して年0.3%の配当金をお支払いします。
    - ①1口1,000円に満たない出資預り金は配当金の計算対象とはなりません。
    - ②出資期間が1年間に満たない場合は月割計算を行います。1 ヶ月に満たない出資期間については切り捨ててあります。
    - ③定款により1円未満の端数は切り捨ててあります。
    - ④上記の方法により計算した出資配当額から復興特別所得税 0.42%を含む 20.42%の源泉所得税 額を控除します。
- 4. 割戻金及び配当金に関する組合員のみなさんへのお知らせ
  - ①グループ・個配・コープステーション利用の組合員は、「割戻金及び配当金のご案内」を7月8日以降の商品お渡し時にお届けします。
  - ②上記以外の組合員には、7月8日以降、郵送でお届けします。
- 5. 割戻金及び配当金のお支払い方法
  - 「出資金へ振替させていただく方法」と「現金支払い請求によるお支払い方法」があります。
  - ①出資金〜振替させていただく場合は、組合員のみなさんからの支払い請求は不要です。 請求期間 (7月8日から8月10日) 終了後、9月20日に自動的に出資金〜振替させていただき ます。
  - ②現金で支払い請求をされる方は、請求期間内までに「請求用紙」をご記入のうえ、「割戻金 及び配当金のご案内」を添付し下記にご請求ください。
    - 1) グループ・個配・コープステーション利用の組合員は、担当者へお申し出ください。 後日請求用紙をお渡しいたします。請求期間終了後、8月26日(月)から9月6日(金)までに現金でお支払いたします。
    - 2) 店舗利用の組合員は、サービスカウンターに請求用紙を用意しておりますので、お申し出ください。ご本人であることを確認させていただくため、組合員証カードのご提示をお願いします。7月8日(月)から8月10日(土)までに現金でお支払いいたします。
    - 3) 夕食宅配利用の組合員は、下記問い合わせ先まで直接お問い合わせください。

以上

2024年6月12日

岐阜県各務原市鵜沼各務原町1丁目4番地の1

生活協同組合コープぎふ

理事長 根崎 周一

(問い合わせ先)管理部経理グループ

TEL 058-370-6862

(十・日曜日を除く9:30から17:00)